### 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書 (託送供給等約款)

当社は、このたび、電気事業法第 18 条第 1 項の規定にもとづき申請を行なった託送供給等約款 (2023 年 4 月 1 日実施。) において、消費税等相当額を含んだ料金率等をもとに料金その他を算定し請求することといたしました。

なお、III(料金)に定める料金率、65(受電地点への供給設備の工事費負担金)および68(供給地点への供給設備の工事費負担金)に定める工事費負担金の金額ならびに附則5(発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置)および別表2(近接性評価地域および近接性評価割引額の算定)に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)に定める離島基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

#### (1) Ⅲ (料金) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	40. 39	3. 67
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	80. 80	7. 35
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	161. 58	14. 69
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	242. 37	22. 03
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	403. 95	36. 72
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	201. 98	18. 36
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの1機器につき	120. 66	10. 97
50 ボルトアンペアをこえ		
100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	241. 31	21. 94
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき		
50 ボルトアンペアまでごとに	120. 66	10. 97

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
19(接続送電サービス) (2) イ (イ) により		
接続送電サービス契約電力を定める場合		
1接続送電サービスにつき最初の接続送電		
サービス契約電力6キロワットまで	326. 70	29. 70
上記を超える接続送電サービス契約電力		
1 キロワットにつき	108. 90	9. 90
19 (接続送電サービス) (2) イ (ロ) により		
接続送電サービス契約容量を定める場合		
1接続送電サービスにつき最初の接続送電		
サービス契約容量6キロボルトアンペアまで	268. 40	24. 40
上記を超える接続送電サービス契約容量		
1 キロボルトアンペアにつき	89. 10	8. 10
電力量料金		
1 キロワット時につき	9. 49	0. 86
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2) イ (イ) により		
接続送電サービス契約電力を定める場合		
1接続送電サービスにつき最初の接続送電		
サービス契約電力6キロワットまで	326. 70	29. 70
上記を超える接続送電サービス契約電力		
1 キロワットにつき	108. 90	9. 90
19 (接続送電サービス) (2) イ (ロ) により		
接続送電サービス契約容量を定める場合		
1接続送電サービスにつき最初の接続送電		
サービス契約容量6キロボルトアンペアまで	268. 40	24. 40
上記を超える接続送電サービス契約容量		
1 キロボルトアンペアにつき	89. 10	8. 10
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	9. 94	0. 90
夜間時間		
1 キロワット時につき	9. 03	0. 82

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
電灯従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	14. 85	1. 35
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2) イ (イ) により		
接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	568. 70	51. 70
19(接続送電サービス) (2) イ (ハ) により		
接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	466. 40	42. 40
電力量料金		
1キロワット時につき	6. 57	0. 60
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19(接続送電サービス)(2)イ(イ)により		
接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	568. 70	51. 70
19(接続送電サービス) (2) イ (ハ) により		
接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	466. 40	42. 40
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	6. 88	0. 63
夜間時間		
1 キロワット時につき	6. 27	0. 57
動力従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	15. 90	1. 45

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	658. 90	59. 90
電力量料金		
1キロワット時につき	2. 86	0. 26
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	658. 90	59. 90
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	3. 03	0. 28
夜間時間		
1 キロワット時につき	2. 70	0. 25
高圧従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	13. 66	1. 24

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	383. 90	34. 90
電力量料金		
1キロワット時につき	1.02	0.09
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	383. 90	34. 90
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	1. 07	0. 10
夜間時間		
1 キロワット時につき	0. 98	0.09
特別高圧従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	7. 32	0. 67
1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する		
場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	559. 90	50. 90
特別高圧で供給する場合	326. 70	29. 70

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	3. 59	0. 33
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ		
100 ボルトアンペアまでの場合	7. 16	0. 65
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ		
500 ボルトアンペアまでの場合		
100 ボルトアンペアまでごとに	7. 16	0. 65
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ		
1キロボルトアンペアまでの場合	71. 62	6. 51
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ		
3 キロボルトアンペアまでの場合		
1キロボルトアンペアまでごとに	71. 62	6. 51
電灯臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	10. 44	0. 95
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	102. 82	9. 35
動力臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	7. 88	0. 72
高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	3. 43	0. 31
特別高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	1. 23	0. 11

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
予備送電サービス		
予備送電サービス料金		
予備送電サービスA		
予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	111. 10	10. 10
特別高圧で供給する場合	70. 40	6. 40
予備送電サービスB		
予備送電サービス契約電力 1 キロワットにつき		
高圧で供給する場合	167. 20	15. 20
特別高圧で供給する場合	94. 60	8. 60

### (2) 65 (受電地点への供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金	額	消費税等相当額
		円	円
発電設備等からの出力により、当社配電用変電所バンクにお			
いて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置と			
して当社が新たに供給設備を施設するときの工事費負担金			
新増加契約受電電力1キロワットにつき	;	3, 850. 00	350.00

### (3) 68 (供給地点への供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
供給側接続設備の工事費負担金		
低圧または高圧で供給する場合		
架空供給側接続設備の場合		
超過こう長 1 メートルにつき	3, 520. 00	320.00
地中供給側接続設備の場合		
超過こう長 1 メートルにつき	28, 050. 00	2, 550. 00
特別高圧で供給する場合		
工事費		
架空供給側接続設備の場合		
(工事こう長 100 メートル当たり)		
新増加接続送電サービス契約電力		
1キロワットにつき		
標準電圧 20,000 ボルトで供給する場合	550.00	50. 00
標準電圧 60,000 ボルトで供給する場合	176. 00	16. 00
標準電圧 100,000 ボルトで供給する場合	110.00	10. 00
地中供給側接続設備の場合		
(工事こう長 100 メートル当たり)		
新増加接続送電サービス契約電力		
1キロワットにつき		
標準電圧 20,000 ボルトで供給する場合	660.00	60. 00
標準電圧 60,000 ボルトで供給する場合	539.00	49. 00
標準電圧 100,000 ボルトで供給する場合	319.00	29. 00
当社負担額		
新増加接続送電サービス契約電力		
1キロワットにつき	5, 500. 00	500.00

# (4) 附則 5 (発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等		
1キロワット時につき	41. 25	3. 75
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等		
1キロワット時につき	19. 27	1. 75

### (5) 別表 2 (近接性評価地域および近接性評価割引額の算定) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
近接性評価割引単価		
1 キロワット時につき		
受電電圧が標準電圧 6,000 ボルト以下の場合	0. 53	0. 05
受電電圧が標準電圧 6,000 ボルトをこえ		
100,000 ボルト以下の場合	0. 48	0. 04
受電電圧が標準電圧 100,000 ボルトをこえる場合	0. 24	0. 02

# (6) 別表 5 (離島ユニバーサルサービス調整) に定める離島基準単価

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円	円
離島基準単価		
定額制供給の場合		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	0. 004	0. 000
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	0. 009	0. 001
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	0. 018	0. 002
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	0. 023	0. 002
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	0. 043	0. 004
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	0. 021	0. 002
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	0. 013	0. 001
50 ボルトアンペアをこえ		
100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	0. 025	0. 002
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき		
50 ボルトアンペアまでごとに	0. 013	0. 001
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0. 000	0. 000
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ		
100 ボルトアンペアまでの場合	0. 001	0. 000
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ		
500 ボルトアンペアまでの場合		
100 ボルトアンペアまでごとに	0. 001	0. 000
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ		
1 キロボルトアンペアまでの場合	0. 007	0. 001
総容量が1キロボルトアンペアをこえ		
3 キロボルトアンペアまでの場合		
1 キロボルトアンペアまでごとに	0. 007	0. 001
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	0. 008	0. 001
従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	0. 001	0.000